

厚木市自殺対策計画

実施計画案

2019年3月

厚木市

— 目 次 —

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 実施計画の趣旨 | 1 |
| 2 | 実施期間 | 1 |
| 3 | 推進体制及び進捗管理 | 1 |
| 4 | 進捗状況の公表 | 1 |
| 5 | 計画体系図 | 2 |
| 6 | 各主体における役割 | 3 |
| 7 | 6つの基本施策を推進するための事業及び取組 | 5 |
| | (1) 地域におけるネットワークの強化 | |
| | (2) いのちを見守り支える人材の育成 | |
| | (3) 自殺予防に関する啓発 | |
| | (4) 孤立させない居場所づくり | |
| | (5) 相談支援体制の充実 | |
| | (6) こころの健康づくり | |
| 8 | 重点サポート対象者に対する事業及び取組 | 17 |
| | (1) 勤労者に対する具体的な取組 | |
| | (2) 高齢者に対する具体的な取組 | |
| | (3) 生活困窮者に対する具体的な取組 | |

1 実施計画の趣旨

この実施計画は、「厚木市自殺対策計画（基本計画）」において、「第3章 自殺対策推進のための方針と施策」、「第4章 施策の展開」に掲げた取り組むべき施策について、6つの基本施策ごとに事業及び取組をまとめたものです。

今後、この実施計画を着実に推進することにより、本市の自殺対策における将来像「地域のつながりの中で 誰も自殺に追い込まれることのない 安心して暮らすことができるまち あつぎ」を目指し、誰もが生きる喜びと明日への希望を持てる地域社会を創造していきます。

2 実施期間

実施期間は、2019年4月から2024年3月までとします。

3 推進体制及び進捗管理

この実施計画を着実に推進し、本市の自殺対策が効果を発揮するよう、「厚木市セーフコミュニティ自殺予防対策委員会」及び「厚木市自殺対策庁内連絡会議」において、行政・関係機関と連携・協働して自殺対策を総合的に推進します。

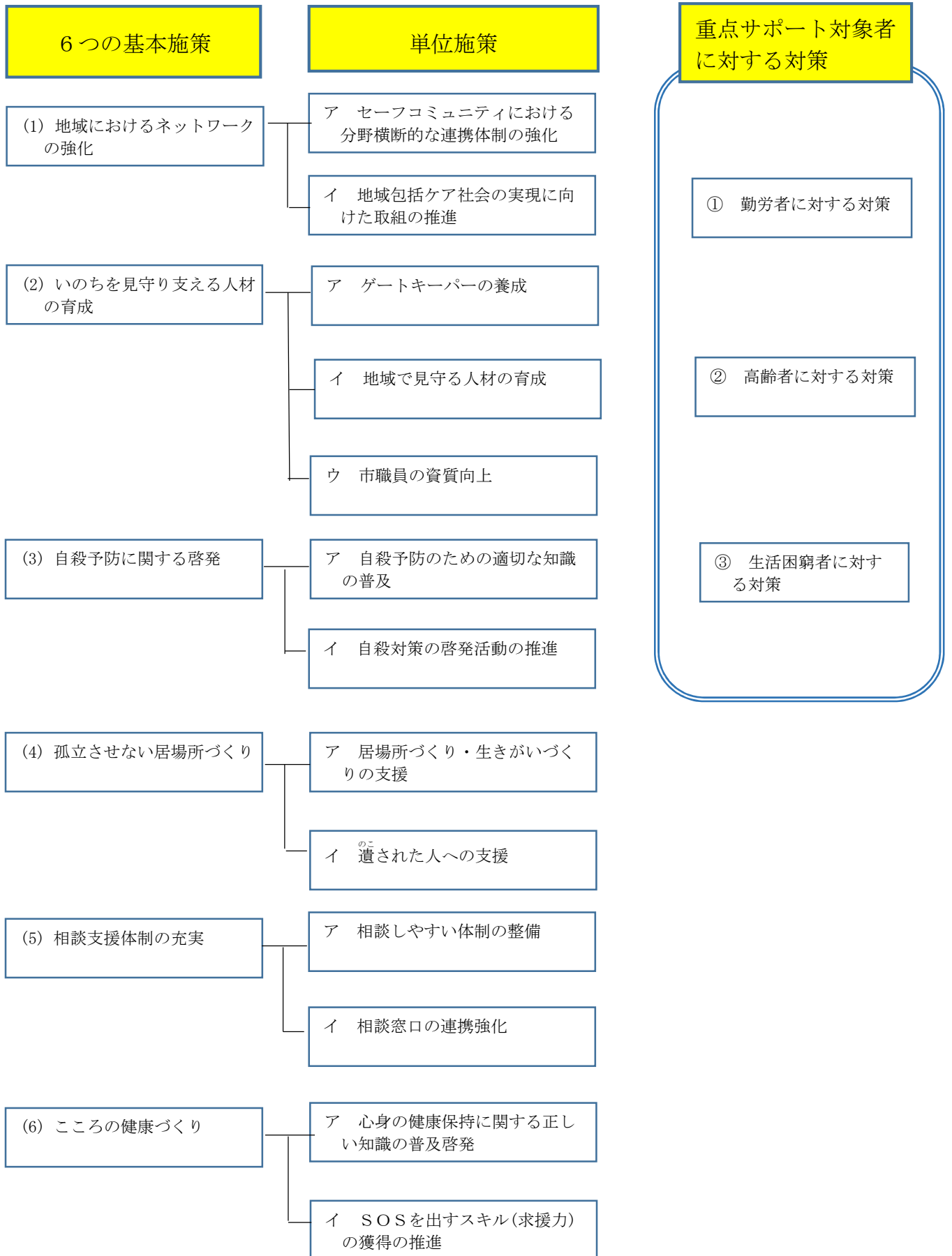
進捗状況の管理についても、「厚木市セーフコミュニティ自殺予防対策委員会」及び「厚木市自殺対策庁内連絡会議」において具体的な取組状況を把握し、点検及び評価などを行っていくとともに、必要に応じ、目標達成に向けた課題の整理、取組内容の見直し及び改善を行います。

計画の最終年度である2023年度には最終評価を行い、設定した数値目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、次期の計画策定にいかしていきます。

4 進捗状況の公表

「厚木市セーフコミュニティ自殺予防対策委員会」及び「厚木市自殺対策庁内連絡会議」において、取組状況の点検及び評価を行い、進捗状況などについて市ホームページを通して広く公表します。

5 実施計画体系図



6 各主体における役割

市全体で自殺対策を総合的に推進するためには、一人一人が自殺対策に関する正しい認識を持つとともに、市民、家庭、地域、企業などが相互に連携・協働を図り、それぞれの役割を果たすことが必要です。

本市の自殺対策において、各主体が果たすべき役割は、次のように考えています。

(1) 市民の役割

生きることの包括的な支援として、自殺対策への理解と関心を深めることが大切です。また、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得ることであり、誰かに援助を求めることが必要であることを理解するとともに、自分自身や周囲の人のこころの不調に気づき、適切に対処できるようにするなど、主体的に自殺対策に取り組みます。

(2) 家庭の役割

日頃から家庭内のコミュニケーションを活発にすることにより、身近な家族が発するうつ病やSOSのサインに早期に気づきやすくなります。SOSのサインに気づいたら、ためらわず、専門家への相談や受診を勧めるとともに、生活習慣を改めることができる環境づくりに心掛けます。

(3) 地域の役割

地域においては、一人一人が互いを気に掛け合うことで、孤立を防ぎ、支え合う体制を構築することができます。挨拶などをきっかけにした、いわゆる「井戸端会議」や地域のイベントなどを活用し、子育てや介護について話ができる機会を積極的に設け、地域のコミュニケーションが活発になるよう努めます。

(4) 学校の役割

学校においては、児童・生徒に対する **こころの健康保持や、困難な事態・強い心理的負担**を受けた場合などにおける対処の仕方を身に付ける教育に取り組むことにより、自殺対策を進めます。

(5) 関係機関・団体の役割

保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野の関係機関・団体においては、その活動内容が自殺対策を目的とするものではなくても、結果として自殺対策に寄与し得ることがあるため、相互の連携を強化し、それぞれの専門的な立場から積極的に自殺対策に参画します。

(6) 企業の役割

企業においては、勤労者のこころの健康保持を図るため、ハラスメント対策を含む職場環境の改善やストレスに起因したうつ病などの早期発見、早期治療の勧奨に取り組むことにより、自殺対策に参画します。

(7) 市の役割

市では、市民の自殺を防ぐため、市民一人一人の身近な行政主体として、地域の自殺の状況を分析した上で、地域の実情に応じた自殺対策計画を策定し、必要な施策に取り組めます。

また、自殺対策を推進するための調整役として、積極的な連携・協働を図ります。

さらに、市民に対する普及啓発やSOSのサインに早期に気づき適切に対応することができる人材の育成などの自殺対策を推進します。

7

6つの基本施策を推進するための事業及び取組

保健、福祉、教育などの各分野において行っている、多種多様な事業や取組は、直接的に自殺対策を目的とするものでなくても、個人を取り巻く状況においては個々の問題解決となり、視点を変えれば、間接的に自殺対策につながるものが多くあります。それぞれの事業や取組の本来の目的を着実に果たしていくとともに、他の事業や取組と連携し合うことで、本市の自殺対策を更に強化していきます。

【新】：今回の計画で新たに開始する事業及び取組

(1) 地域におけるネットワークの強化

| No. | 事業及び取組 | 内 容 | 担当課等 |
|-------------------------------------|--------------------------|--|-----------------|
| ア セーフコミュニティにおける分野横断的な連携体制の強化 | | | |
| 1 | 厚木市セーフコミュニティ自殺予防対策委員会の開催 | 多角的な視点から自殺対策を総合的に推進するため、庁内関係部署及び関係機関・団体を構成員とする会議を開催し、連携を強化します。構成員は、本市の自殺の現状と課題を踏まえて幅広く連携を図るため、適宜見直し、実効性のある自殺対策について検討します。 | 健康づくり課 |
| 2 | 厚木市自殺対策庁内連絡会議の開催 | 自殺対策に関する情報を庁内関係部署が共有することにより、総合的かつ効果的な自殺対策を全庁的に推進するため、課長級職員を構成員とする会議を開催します。 | 健康づくり課 |
| 3 | 青少年問題協議会の開催 | 青少年を取り巻く社会情勢に沿った問題を検討するため、行政機関及び青少年関係団体などを構成員とする会議を開催し、青少年の健全育成のための施策を情報共有することで、実務上の連携を強化します。 | 青少年課 |
| 4 | セーフコミュニティ推進事業 | セーフコミュニティの理念に基づき、自殺予防のほか、交通安全、自転車生活の安全、体感治安と公共の場における安全、高齢者の安全、子どもの安全、職場（労働）の安全、防災に関する課題の解決に取り組みます。市民、警察、行政など、分野横断的な連携体制を強化することで、「安心・安全なまちづくり」を推進します。 | セーフコミュニティくらし安全課 |

| イ 地域包括ケア社会の実現に向けた取組の推進 | | | |
|------------------------|--------------------------------|---|--------|
| 5 | 地域包括ケアの推進に係る事務 | 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現を目指し、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を中心に、福祉の視点によるまちづくり全般の取組を推進します。 | 福祉総務課 |
| 6 | 厚木市精神保健福祉地域交流事業 | 誰もが住みやすい地域づくりを目指し、地域住民に対して精神障がいに関する普及啓発を行うとともに、関係機関・団体の交流及び連携を図る機会とすることで、地域におけるネットワークの構築及び強化をします。 | 障がい福祉課 |
| 7 | 障害者協議会の活用 | 地域での様々な課題解決に向けた取組を推進するため、行政機関、民間事業者、当事者など障がいに関わる人々が対等の立場において、意見交換及び情報共有を行う場として障害者協議会を活用します。 | 障がい福祉課 |
| 8 | 障がい者基幹相談支援センター・障がい者相談支援センターの運営 | 障がい者の生活に関する心身の負担軽減や日常生活における自立を促進するため、障がい児者及びその家族の身近な相談先として、必要な情報の提供、助言などを行う各支援センターを運営します。 | 障がい福祉課 |
| 9 | 地域包括支援センターの運営 | 地域において、市民の生活上の困難などに関する身近な相談窓口として、市内10か所に設置している「地域包括支援センター」を運営します。 | 介護福祉課 |

【主な評価指標】

| 評価指標 | 2018年度 (実績見込み) | 2023年度 (本計画の最終年度) |
|---------------------------------------|-------------------|----------------------|
| 厚木市セーフコミュニティ自殺予防対策委員会 構成員関係機関（部署）数 | 16 機関（部署） | 21 機関（部署） |

（2）いのちを見守り支える人材の育成

| No. | 事業及び取組 | 内 容 | 担当課等 |
|---------------------|------------------|---|--------|
| ア ゲートキーパーの養成 | | | |
| 10 | ゲートキーパー養成講座 | 自殺のリスクを抱える人を早期に発見し、支援につなぐ、「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」の4つの役割を担える人材（ゲートキーパー）を継続的に養成する講座を開催します。 | 健康づくり課 |
| 11 | ゲートキーパーフォローアップ講座 | ゲートキーパー養成講座受講した市民を対象に、講座の振り返りを行うほか、自殺対策に関する最新の情報やゲートキーパーに必要な知識及びスキルなどを更に身に付けてレベルアップを図るため、定期的にフォローアップ講座を開催します。 | 健康づくり課 |

| | | | |
|----------------------|--|--|-------------------|
| 12 | 「ゲートキーパーフォローアップ講座～ひだまりCafe～」メールマガジンの配信 | 自殺対策に関する最新の情報やゲートキーパーに必要な知識及びスキルなどを更に身に付けてレベルアップを図るため、希望者に対しメールマガジンを配信します。 | 健康づくり課 |
| イ 地域で見守る人材の育成 | | | |
| 13 | 認知症サポーター養成講座 | 認知症の市民とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症を正しく理解し、地域で見守る認知症サポーターを養成する講座を開催します。 | 介護福祉課 |
| 14 | 自治会との連携 | 厚木市自治会連絡協議会との覚書に基づき、自治会によるリーフレットの回覧など、自殺対策に関する情報の周知を行うとともに、必要に応じて悩みを抱えた地域住民を相談窓口につなぎます。また、日常的に地域住民に対する見守り活動を行っている市民にゲートキーパー養成講座への参加を呼び掛けて、地域で見守る人材育成を進めます。 | 市民協働推進課 健康づくり課 |
| 15 | 学校支援プロジェクト推進事業 | いじめ、暴力行為などの問題行動や学校を取り巻く課題に適切に対応するため、プロジェクトチームを組織し、学校を支援します。また、学校訪問を通して、児童・生徒の状況把握や問題行動などの未然防止に向けた取組について助言することで、児童・生徒が抱える悩みや生きづらさの軽減を図ります。 | 教育指導課 |
| ウ 市職員の資質向上 | | | |
| 16 | 庁内ゲートキーパー養成研修 | 行政における各種制度について知識のある市職員が、生きづらさや悩みを抱える市民からのSOSのサインを日常業務の中でキャッチし、適切な相談窓口に速やかにつなぐことができるよう、市職員に対しゲートキーパー養成研修を実施します。 | 健康づくり課 |
| 17 | 庁内ゲートキーパーフォローアップ研修 | ゲートキーパー養成研修受講した市職員を対象に、研修の振り返りを行うほか、ゲートキーパーに必要な知識及びスキルなどを更に身に付けてレベルアップを図るため、定期的にフォローアップ研修を開催します。 | 健康づくり課 |

【主な評価指標】

| 評価指標 | 2018年度 (実績見込み) | 2023年度 (本計画の最終年度) |
|-------------------------|-------------------|----------------------|
| ゲートキーパー数（累計）（市職員以外） | 1,600人 | 4,600人 |
| ゲートキーパー養成研修（市職員） 受講率 | 25.7% | 100.0% |
| 認知症サポーター数（累計） | 13,000人 | 17,500人 |

(3) 自殺予防に関する啓発

| No. | 事業及び取組 | 内 容 | 担当課等 |
|---------------------------|----------------------|---|-----------------|
| ア 自殺予防のための適切な知識の普及 | | | |
| 18 | 地域防災計画へメンタルヘルス対策の追加 | 災害時の心理状態の変化などについて共通認識を持つことにより、メンタルヘルスに対する適切な対応につなげるため、「厚木市地域防災計画」に災害時のメンタルヘルス対策を追加します。 | 危機管理課 |
| 19 | 自殺対策講演会 | 自殺対策への関心を高めるとともに、自殺対策に関する適切な知識の普及啓発を図るため、自殺対策やメンタルヘルスに関する講演会を開催します。 | 健康づくり課 |
| 20 | ホームページを活用した自殺対策の普及啓発 | 自殺対策に関する適切な知識の普及啓発を図るため、自殺に関連する統計、各種相談や講演会などの日程、本市の自殺対策の取組などについて、市ホームページで情報提供を行います。 | 健康づくり課 |
| 21 | 人権啓発推進事業 | 人権意識の高揚を図るため、人権侵害に関する対策として講演会などを開催します。また、人権啓発の活動の一つとして、悩みを抱えた市民に対する相談窓口の案内を行います。 | 市民協働推進課 |
| 22 | 男女共同参画推進事業 | 男女共同参画意識の啓発活動を行うため、男女共同参画推進委員会や各種講座の開催及び情報誌の発行などを行います。また、男女共同参画に係る様々な悩みや問題を解決するため、各種相談先の周知を行います。 | 市民協働推進課 |
| イ 自殺対策の啓発活動の推進 | | | |
| 23 | 広報あつぎを活用した自殺対策の普及啓発 | 自殺対策への意識の向上を図るため、自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせて、自殺対策に関する記事を広報あつぎに掲載し、普及啓発をします。 | 健康づくり課 広報課 |
| 24 | 自殺対策キャンペーン | 自殺対策への意識の向上を図るため、自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせ、関係機関・団体などとともに街頭キャンペーンを実施します。夕方の帰宅時間帯に実施することで、特に勤労者への普及啓発を強化します。 | 健康づくり課 |
| 25 | 自殺対策関連図書展示及び貸出 | 自殺対策への意識の向上を図るため、自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）において、中央図書館内に自殺予防の啓発コーナーを設置します。 | 健康づくり課 中央図書館 |

【主な評価指標】

| 評価指標 | 2018年度 (実績見込み) | 2023年度 (本計画の最終年度) |
|---|--------------------------------------|----------------------|
| 「自殺を予防するために、どのような対策が必要であると思いますか。」という質問に対し、「特に有効な対策はない。」と回答する市民の割合 (市民意識調査) | 17.9% ※ 最新の調査結果 (2017年度市民意識調査) | 0% |

(4) 孤立させない居場所づくり

| No. | 事業及び取組 | 内 容 | 担当課等 |
|----------------------------|-------------------------|---|-----------|
| ア 居場所づくり・生きがいつくりの支援 | | | |
| 26 | 地域福祉推進事業 | 地域の人がつながりを持つことによる地域での支え合いを展開するため、地域福祉活動を通じた見守り活動や居場所づくりを行います。 | 福祉総務課 |
| 27 | 生活困窮者自立支援事業（学習支援事業） | 仲間と出会い、共に活動することができる居場所をつくることで、協調性や社会性を身に付け、心身の安定を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行います。 | 福祉総務課 |
| 28 | シルバー人材センターの運営補助 | シルバー人材センターにおいて、高齢者の就労の場や機会をつくり、就労を通じた生きがいつくりや仲間づくりにつなげるため、運営に対して補助を行います。 | 介護福祉課 |
| 29 | 老人憩の家の運営 | 高齢者の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、各地域の市民の相互交流を促進するため、老人憩の家を各地域で運営します。 | 介護福祉課 |
| 30 | シルバーチケット（保養施設等利用助成券）の交付 | 高齢者の健康の保持増進を図るとともに、生きがいつくりや仲間づくりにつなげるため、保養施設などの利用助成をします。 | 介護福祉課 |
| 31 | 老人福祉センター維持管理事業 | 高齢者の生きがいつくりのみならず、健康づくりやネットワークづくりにつなげるため、老人福祉センター寿荘を運営します。 | 健康長寿推進課 |
| 32 | 育児支援教室（カンガルークラブ） | 母親が抱える育児ストレスや不安の軽減を図るため、産後の母親が集い、保健師などに相談できる場を提供します。 | 健康づくり課 |
| 33 | ファミリー・サポート・センター事業 | 保護者の育児負担を軽減するとともに、育児の援助を行う人にとって生きがいにつながる新たな活躍の場をつくるため、育児の援助を「受けたい人」と「行いたい人」を結ぶ会員組織において、会員相互による育児支援を提供します。 | 子育て支援センター |
| 34 | あつぎ市民交流プラザ託児室他一時預かり | 保護者が用事を済ませる時間や自身のための時間を確保することで、子育てに伴うストレスの軽減を図るため、アミューあつぎなどを利用する保護者に対し、託児サービスを提供します。 | 子育て支援センター |
| 35 | 子育てリフレッシュ事業 | 自分の時間が確保できない保護者の育児ストレスの解消を支援するとともに、より良い子育て環境の充実を図るため、未就学児を持つ保護者に対して、リフレッシュや交流の場を託児付きで提供します。 | 子育て支援センター |
| 36 | 移動子育てサロン | 育児ストレスの軽減を図るため、保護者同士、子ども同士の交流や保育士による子育て相談の場として、市内の児童館などで移動子育てサロンの運営をします。 | 子育て支援センター |
| 37 | 児童館運営事業 | 子育て世代の居場所づくりや保護者の育児負担の軽減を図るため、0歳から18歳までの子ども及び乳幼児の保護者に対し、遊び場や交流の場として児童館を運営します。 | 青少年課 |

| | | | |
|----------------------------------|-----------------|--|---------------|
| 38 | ボランティア活動への参加促進 | 生きがいにつながるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターを設置するほか、ボランティア相談及びボランティア講座を実施します。 | 市民協働推進課 |
| 39 | 公民館活動事業 | 地域の交流や生きがいづくりの場を提供するため、公民館において、学級・講座やコミュニティづくり推進事業などを開催します。 | 社会教育課 |
| イ ^{のこ} 遺された人への支援 | | | |
| 40 | 自死遺族の家族会等の情報提供 | 自死遺族が、悲しみや辛さなどの感情を表出し、気持ちの整理をすることができる居場所を確保するため、自死遺族に対し、家族会や相談窓口に関する情報提供を行います。 | 健康づくり課 |
| 41 | 遺族に対する相談窓口の情報提供 | 家族の死に伴う心理的負担や今後の生活環境の変化に対する不安を取り除くため、死亡届受理などの際に、各種相談窓口の情報提供を行います。 | 市民課 健康づくり課 |

【主な評価指標】

| 評価指標 | 2018年度 (実績見込み) | 2023年度 (本計画の最終年度) |
|---|-------------------|----------------------|
| シルバー人材センターの正規会員数 | 1,025人 | 1,325人 |
| 「地域とのつながりを持てる場や交流をする機会がありますか。」という質問に対し、「ある。」と回答する市民の割合 (アンケート調査) | — | 100% |

(5) 相談支援体制の充実

| No | 事業及び取組 | 内 容 | 担当課等 |
|----------------------|---|--|--------------|
| ア 相談しやすい体制の整備 | | | |
| 42 | 市民便利帳の発行 | 市が行っている業務内容（税金、福祉、教育などの手続き）や緊急時の対処方法など、市民の暮らしに関わる必要な情報を分かりやすくまとめた「市民便利帳」を各世帯に配布します。 | 行政経営課 広報課 |
| 43 | 療育支援事業 | 発達上何らかの心配のある児童に対する保護者の不安・困難などの軽減を図るため、保護者からの相談に対し、助言、支援などを行います。 | 福祉総務課 |
| 44 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者が、生活の基盤を築き、自立することができるよう、生活困窮の背景にある様々な課題に応じた支援の提供を行います。 | 福祉総務課 |
| 45 | 中国残留邦人等支援事業 | 中国残留邦人などの方が日常生活で直面する様々な問題に対し、市職員及び通訳兼相談員が定期的に訪問して、適切な支援を行います。 | 福祉総務課 |
| 46 | 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金支給事業） | 離職などにより住居を失った、又は失うおそれのある生活困窮者が、就労に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。 | 福祉総務課 |
| 47 | 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） | 直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、支援員が寄り添いながら、一定期間、プログラムに沿った就労支援や就労機会の提供を行います。 | 福祉総務課 |
| 48 | 生活保護の相談・実施事務 | 生活保護受給者の生活の自立を助けるため、生活保護申請の相談に適切に応じて、生活支援・就労支援を実施します。 | 生活福祉課 |
| 49 | 生活保護費の支給事務 | 生活保護受給者が、生活の基盤を整え、生活に関する不安要素を軽減できるよう、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助の適切な支給を行います。 | 生活福祉課 |
| 50 | 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス | 障がい者の自立支援と家族（支援者）の負担軽減のため、居宅介護などの訪問系サービス、生活介護、就労継続支援及び短期入所などの日中活動系サービスの提供を行います。 | 障がい福祉課 |
| 51 | 児童福祉法に基づく障害児支援（サービス） | 障がい児の自立支援と保護者の負担軽減のため、児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービス（通学している障がい児）などの提供を行います。 | 障がい福祉課 |
| 52 | 高齢者・介護相談 | 高齢者が抱える悩みや介護者の精神的、肉体的負担軽減のため、高齢者に関する様々な福祉サービスや介護に関する相談に適切に応じ、必要な情報提供を行います。 | 介護福祉課 |
| 53 | 【新】 休日・夜間急患診療及び病院群輪番制病院における相談窓口の情報提供 | 休日夜間急患診療所及び病院群輪番制病院に急患診療で訪れた市民が容易に各種相談窓口の情報を得られるよう、それぞれの運営母体である厚木医師会及び厚木病院協会に対し、庁内及び関係機関の各種相談窓口をまとめたリーフレットの配架を依頼して、情報提供をします。 | 健康長寿推進課 |

| | | | |
|----|----------------------|---|-----------|
| 54 | あつぎ健康相談ダイヤル24事業 | 市民が、医療、健康などに関して時間を問わず相談できるよう、フリーダイヤル電話相談を24時間・年中無休で開設します。 | 健康長寿推進課 |
| 55 | いのちのサポート相談 | 自殺の要因となり得る悩みや困難を抱えた市民及びその家族に対し、臨床心理士が助言を行い、必要に応じて適切な窓口につながります。 | 健康づくり課 |
| 56 | メンタルヘルス相談 | 心の健康問題や様々な悩み、困難に対し、保健師など助言を行うとともに、必要に応じて庁内関係部署や関係機関との連携の下、不安に寄り添いながら支援します。 | 健康づくり課 |
| 57 | 相談窓口案内の作成・配布 | 市民や支援者が容易に各種相談窓口の情報を得られるよう、庁内及び関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを公共施設や関係機関などへ配布します。 | 健康づくり課 |
| 58 | 自殺未遂者に対する情報提供 | 救急搬送された自殺未遂者が容易に各種相談窓口の情報を得られるよう、自殺未遂による救急搬送が多い病院に対し、庁内及び関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを自殺未遂者へ直接配布することを依頼します。 | 健康づくり課 |
| 59 | 母子健康包括支援センター（ひだまり広場） | 妊産婦などに対し、切れ目のない多様な支援をするため、母子健康包括支援センターにおいて、母子健康手帳発行時、母子保健コーディネーターなどが妊婦全員の面接を行います。 | 健康づくり課 |
| 60 | 産婦・新生児訪問 | 生後2か月未満の乳児及び産婦を対象に、健康状態の確認や健康・育児に関する相談に応じるため、産婦・新生児訪問を行います。 | 健康づくり課 |
| 61 | 親子のすこやか相談 | 子どもの発達や育児に関して保健師などが相談に応じることにより、保護者の育児負担や不安感の軽減を図り、必要に応じて他の関係機関へつなげるなど、包括的な支援の提供を行います。 | 健康づくり課 |
| 62 | ひとり親家庭等相談 | ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援するため、経済的困窮をはじめとした様々な問題に対し、母子・父子自立支援員が相談に応じます。 | 子育て給付課 |
| 63 | 児童扶養手当現況届受付時の相談 | ひとり親家庭などが抱える様々な課題を早期に発見し、必要な支援につなげるため、児童扶養手当現況届受付時に面談を実施し、生活上の悩みなどに関する相談に応じます。 | 子育て給付課 |
| 64 | 子育て支援センターもみじの手の運営 | 保護者の育児不安などの早期発見・早期対応や子育てに伴うストレス軽減のため、子育て親子が気軽に交流できる場、気軽に相談できる場として、子育て支援センターを運営します。 | 子育て支援センター |
| 65 | ほっとタイムサポーター事業 | 育児や家事を支援する家族がいない妊産婦の身体的・精神的負担の軽減のため、有償ボランティア「ほっとタイムサポーター」の派遣を行います。 | 子育て支援センター |
| 66 | ほっとタイムクーポン券配布事業 | 出産後の母親の育児負担の軽減のため、有償ボランティア「ほっとタイムサポーター」を利用できる、2時間分の無料クーポン券の配布を行います。 | 子育て支援センター |
| 67 | こんにちは赤ちゃん訪問事業 | 出産後の母親の心身の状況などを把握し、育児不安を軽減するため、保育士などが訪問し、子育てに関する悩みの相談に応じるとともに、子育てに役立つ情報提供及び相談窓口の案内を行います。 | 子育て支援センター |

| | | | |
|----|------------------------|---|-----------------|
| 68 | 女性のための相談事業 | 女性が抱える様々な悩みについて、面談や電話による相談に応じます。 | 家庭相談課 |
| 69 | DV対策事業 | DV被害者からの相談に応じるとともに、緊急避難が必要な場合は、一時保護及び自立支援を行います。 | 家庭相談課 |
| 70 | 市民相談事業 | 日常生活における様々な悩みや問題を解決へ導き、市民生活の安定化を図るため、市民相談員及び市職員による一般相談、弁護士及び税理士などの専門家による特別相談を行います。 | 市民協働推進課 |
| 71 | 消費生活相談業務 | 商品やサービスなどの契約トラブルを解決するため、消費生活相談員が相談に応じます。 | セーフコミュニティくらし安全課 |
| 72 | 勤労者のための心の悩み相談 | 勤労者が抱える様々な仕事上の悩みについて、カウンセラーが、相談に応じます。 | 産業振興課 |
| 73 | 勤労者のためのナイトー法律相談 | 勤労者が抱える様々な労働問題や生活上のトラブルについて、弁護士が相談に応じます。 | 産業振興課 |
| 74 | 【新】自殺未遂者等に対する相談窓口の情報提供 | 救急現場における自殺企図者に対するケアとして、本人や家族が悩みの内容に応じた相談窓口の情報を得られるよう、状況に応じて、庁内及び関係機関の各種相談窓口をまとめたリーフレットを配布します。 | 厚木消防署 北消防署 |
| 75 | 医療福祉相談業務 | 市立病院の患者及びその家族などが抱える生活上の困難などについて、病態や生活状況に応じた医療福祉に関する相談支援を行います。 | 患者支援センター |
| 76 | 小・中学校就学援助制度 | 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の教育の機会均等を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費などの経費の一部を支給します。 | 学務課 |
| 77 | 小・中学校特別支援教育奨励制度 | 特別支援学級などに就学する児童・生徒の教育の機会均等を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費などの一部を支給します。 | 学務課 |
| 78 | 特別支援教育推進事業 | 障がいのある児童・生徒が、ニーズに応じた教育を受け、生き生きとした学校生活を送ることができるよう、就学相談の実施や小・中学校へ特別支援教育介助員の配置など、相談支援体制の充実を図ります。 | 教育指導課 |
| 79 | 青少年教育相談事業 | 児童・生徒が、学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供するとともに、青少年心理相談員をスクールカウンセラーとして小学校へ派遣するなど、児童・生徒の抱える課題の早期発見、早期対応、不登校の未然防止などを行います。 | 青少年教育相談センター |
| 80 | 適応指導教室運営事業 | 心理的要因などにより学校に登校することが 困難な児童・生徒に対する心理的・情緒的負担の軽減や、社会的自立を目指すため 、状況に応じた指導及び援助を行います。 | 青少年教育相談センター |

| | | | |
|--------------------|------------------------|---|-------------|
| 81 | 元気アップアシスタントの配置 | 児童・生徒の問題行動などの未然防止を図るとともに、学校生活への適応に課題を抱えた児童・生徒の意欲向上を図るため、悩みなどを気軽に相談でき、ストレスを和らげることができる第三者的な存在として、小・中学校に元気アップアシスタントを配置します。 | 青少年教育相談センター |
| 82 | 市職員に対するハラスメント等に関する相談 | 市職員の心の健康保持及び働きやすい職場環境の整備のため、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児若しくは、介護などに関連したハラスメントについての相談に応じる窓口の設置及び相談担当者を配置します。 | 職員課 |
| イ 相談窓口の連携強化 | | | |
| 83 | 生活保護業務における各種連携事務 | 生活保護世帯が、生活状況などの改善を図り、安心・安全に生活できるよう、経済的な問題以外の様々な課題に対し、庁内関係部署や関係機関と連携して包括的な支援を行います。 | 生活福祉課 |
| 84 | 厚木市自殺対策実務者ネットワーク会議 | 庁内相談事業における自殺対策に関する課題について検討するとともに、連携強化を図るため、相談窓口を持つ庁内関係部署の担当職員を構成員とする会議を開催します。 | 健康づくり課 |
| 85 | 【新】 「つながるシート」の作成・活用 | 自殺者の多くが複数の悩みを抱えていることから、一つの窓口で相談に行くことで、自動的に他の必要な相談窓口につながる仕組みを構築し、相談行動にかかる心理的負担を軽減するための「つながるシート」を作成し、活用します。 | 健康づくり課 |
| 86 | 児童虐待対策事業 | 児童虐待の通報や相談に基づき、要保護児童対策地域協議会を中心とする関係機関との連携及び家庭訪問の実施などにより、事案に応じた適切な支援を行います。 | 家庭相談課 |
| 87 | 教育ネットワークコーディネーターの派遣 | 不登校、いじめ、非行などの課題を抱えている児童・生徒の置かれている環境への働きかけ、関係機関などとのネットワークの活用など多様な支援方法を用いて課題解決を図るため、教育ネットワークコーディネーターを小・中学校などへ派遣します。 | 青少年教育相談センター |
| 88 | 登校支援推進事業 | 毎月の学校計画訪問や長期欠席児童・生徒報告書を通して、児童・生徒の心配される状況を把握し、改善を図るため、学校での対応の仕方や関係機関との連携などについて助言をします。 | 青少年教育相談センター |

【主な評価指標】

| 評価指標 | 2018年度 (実績見込み) | 2023年度 (本計画の最終年度) |
|---|-------------------|----------------------|
| 公共施設や関係機関などへの相談窓口案内リーフレットの配布場所数 | 73 か所 | 300 か所 |
| 「いのちのサポート相談」や「メンタルヘルス相談」などの相談窓口を知っていますか。」という質問に対し、「知っている。」と回答する市民の割合（アンケート調査） | — | 100% |

(6) こころの健康づくり

| No | 事業及び取組 | 内 容 | 担当課等 |
|--------------------------------|-----------------------|--|---------|
| ア 心身の健康保持に関する正しい知識の普及啓発 | | | |
| 89 | 介護予防教室 | 高齢者が持つ能力の維持向上と、心身の健康保持を図るため、ケガの予防、口腔ケア、頭の体操など、多方面からの介護予防教室を開催します。 | 介護福祉課 |
| 90 | 特定健康診査等の実施 | 生活習慣病をはじめとする疾病の予防・早期発見につなげるため、国民健康保険加入者に対し、特定健康診査の実施及び人間ドック費用の一部助成を行います。また、健診未受診者に対し受診勧奨を行うとともに、健診異常値の放置者には医療機関の受診勧奨を行います。 | 国保年金課 |
| 91 | 長寿健診等の実施 | 生活習慣病をはじめとする疾病の予防・早期発見につなげるため、後期高齢者医療保険加入者に対し、特定健康診査に準じた長寿健康診査の実施及び人間ドック費用の一部助成を行います。また、健診未受診者対し、受診勧奨を行います。 | 国保年金課 |
| 92 | 健康食育あつぎプラン推進事業 | 個人・家庭・地域・行政が一丸となって、心身の健康づくりに取り組むため、「休養・こころの健康」を取組分野の一つとする「第2次健康食育あつぎプラン」を推進します。 | 健康長寿推進課 |
| 93 | ストレスチェックシステムの運営 | 自身のストレス状況をWeb上で容易にチェックすることで、早期に適切なメンタルヘルス対策を行い、必要に応じて相談窓口の利用につながるよう、ストレスチェックシステムを提供します。 | 健康づくり課 |
| 94 | 健康相談 | 心身の健康保持・増進を図るため、保健師、管理栄養士などによる生活習慣病予防及び禁煙などを中心とした健康相談を実施します。 | 健康づくり課 |
| 95 | 乳幼児健康診査 | 乳幼児の発育・発達の状況や家庭での生活状況の確認を通し、子どもの身体的、精神的及び社会的に最適な成長・発達ができるよう、適切な支援を行います。 | 健康づくり課 |
| 96 | がん検診 | がんの早期発見、早期治療につなげるため、積極的な受診勧奨を行うとともに、がんに関する相談窓口についての情報提供を行います。 | 健康づくり課 |
| 97 | 【新】生活保護受給者への相談窓口の情報提供 | 生活保護受給者への健康診査受診券発行時に、庁内及び関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを配布し、健診結果の見方や心身の健康及び生活上の不安など、悩みに応じた相談窓口の利用について情報提供を行います。 | 健康づくり課 |
| 98 | 健康づくり村推進事業 | 健康づくり大学及び森林セラピー体験などの活動を通して、心身の癒しやこころの健康づくりを支援するため、健康づくり村推進事業の実施団体に対して補助金を交付します。 | 観光振興課 |
| 99 | 市民スポーツ推進事業 | スポーツを通して、心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現を図るため、市民に対するスポーツ活動の普及・奨励を行います。 | スポーツ推進課 |
| 100 | 体育大会開催事業 | スポーツを通して、心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現を図るため、市民体育祭、スポーツレクリエーションフェスティバル、マラソン及び駅伝競走大会を開催します。 | スポーツ推進課 |
| 101 | 市職員の健康管理事務 | 市職員の心理的な不調を未然に防止し、心の健康づくりを図るため、メンタル健康相談を実施します。 | 職員課 |

| | | | |
|-----|------------------|---|------|
| 102 | 市職員に対するメンタルヘルス研修 | 自身のメンタルヘルスについての理解を深め、ストレスへの対処方法を身に付けるため、新採用職員や管理監督者などに対し、メンタルヘルス研修を実施します。 | 職員課 |
| 103 | 市職員に対する個別面談 | 新採用職員の心理的な不調を未然に防止し、心の健康づくりを図るため、新採用職員を対象とした個別面談を実施します。 | 職員課 |
| 104 | 市職員に対するグループ面談 | 心身の健康管理や働きやすい職場環境の整備のため、新採用職員を対象とした、臨床心理士によるグループ面談を実施します。 | 職員課 |
| 105 | 市職員ストレスチェック診断 | 市職員の心理的な不調を未然に防止し、働きやすい職場環境を整備するため、労働安全衛生法に基づき、市職員ストレスチェック診断を実施します。 | 職員課 |
| 106 | 市職員健康診断 | 市職員の心身の健康管理のため、労働安全衛生法に基づき、職員健康診断を実施します。 | 職員課 |
| 107 | 教職員ストレスチェック診断 | 教職員が、自身のストレスに気付き、心理的な不調を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づき、教職員ストレスチェック診断を実施します。 | 教職員課 |
| 108 | 教職員1日健康診断 | 自身の健康状態を把握し、健康の保持増進を図るため、労働安全衛生法に基づき、教職員1日健康診断を実施します。 | 教職員課 |

イ SOSを出すスキル(求援力)の獲得の推進

| | | | |
|-----|---------------------------------|--|--------|
| 109 | 【新】ホームページを活用した「SOSの出し方」に関する普及啓発 | 市民の求援力を高めるため、様々な悩みを同時に抱えてしまうなどの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であることや誰にどのように助けを求めればよいのかなど、SOSの出し方に関する具体的かつ実践的な方法について、ホームページに掲載し普及啓発を図ります。 | 健康づくり課 |
| 110 | 【新】SOSカードの作成・配布 | 市民の求援力を高めるため、様々な悩みを同時に抱えてしまうなどの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であることや誰にどのように助けを求めればよいのかなどのSOSの出し方について、具体的に示したカードを作成し、目につきやすい場所に配架します。 | 健康づくり課 |
| 111 | 学校における児童・生徒指導の支援 | 非行防止やいのちの教育、いじめ防止対策や自殺予防に向けたSOSの出し方に関する教育など、問題行動などの未然防止に向けた効果的な児童・生徒指導を支援するため、児童・生徒指導担当者などを通して、情報提供・情報共有を行います。 | 教育指導課 |

【主な評価指標】

| 評価指標 | 2018年度 (実績見込み) | 2023年度 (本計画の最終年度) |
|---|-------------------|----------------------|
| ストレスチェックシステムアクセス件数 | 3,000件 | 5,000件 |
| 「悩んだ時にSOSの出し方を知っていますか。」という質問に対し、「知っている。」と回答する市民の割合 (アンケート調査) | — | 100% |

8 重点サポート対象者に対する事業及び取組

本市の自殺対策を効果的に推進するため、支援が優先されるべき重点サポート対象者である「勤労者」、「高齢者」、「生活困窮者」に対する事業及び取組については、6つの基本施策を展開する中で、特に強化して進めていきます。

ここでは、「6つの基本施策を推進するための事業及び取組」から、重点サポート対象者に対する事業及び取組を抽出し、「厚木市自殺対策計画（基本計画） 第4章 施策の展開」の「2 重点サポート者に対する対策 主な取組」に該当するものと、「関連事業及び取組」に分けて示しました。

（1）勤労者に対する具体的な取組

本市の自殺者は、30～50歳代男性に多く、また職業別では「被雇用・勤め人」が最も多くなっています。配置転換、過労、人間関係など、勤労者を取り巻く様々な状況や環境が要因となっていると考えられることから、庁内関係部者や関係機関との連携の下、職場環境の改善について対策を講じるとともに、勤労者個人に対しても、こころの健康づくりなどについて普及啓発を図ります。

【主な取組】

- ア 勤労者のための相談窓口の積極的周知
- イ 勤労者や家族に対するメンタルヘルスの普及啓発
- ウ 働きやすい環境づくりの推進

| 事業及び取組 | 内容 | 主な取組 該当項目 |
|----------------------|--|--------------|
| 自殺対策キャンペーン | 自殺対策への意識の向上を図るため、自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせ、関係機関・団体などと共に街頭キャンペーンを実施します。夕方の帰宅時間帯に実施することで、特に勤労者への普及啓発を強化します。 | ア・イ |
| 相談窓口案内の作成・配布 | 市民や支援者が容易に各種相談窓口の情報を得られるよう、庁内及び関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを公共施設や関係機関などへ配布します。 | ア・イ |
| ストレスチェックシステムの運営 | 自身のストレス状況をWeb上で容易にチェックすることで、早期に適切なメンタルヘルス対策を行い、必要に応じて相談窓口の利用につながるようにするため、ストレスチェックシステムを提供します。 | ウ |
| 市職員に対するハラスメント等に関する相談 | 市職員の心の健康保持及び働きやすい職場環境の整備のため、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児若しくは、介護などに関連したハラスメントについての相談に応じる窓口及び相談担当者を設置します。 | ア |

| | | |
|------------------|---|---|
| 市職員に対するメンタルヘルス研修 | 自身のメンタルヘルスについての理解を深め、ストレスへの対処方法を身に付けるため、新採用職員や管理監督者などに対し、メンタルヘルス研修を実施します。 | イ |
| 市職員ストレスチェック診断 | 市職員の心理的な不調を未然に防止し、働きやすい職場環境を整備するため、労働安全衛生法に基づき、市職員ストレスチェック診断を実施します。 | ウ |
| 教職員ストレスチェック診断 | 教職員が、自身のストレスに気付き、心理的な不調を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づき、教職員ストレスチェック診断を実施します。 | ウ |

関連事業及び取組

| 事業及び取組 | 内容 |
|-----------------|--|
| 勤労者のための心の悩み相談 | 勤労者が抱える様々な仕事上の悩みについて、カウンセラーが相談に応じます。 |
| 勤労者のためのナイター法律相談 | 勤労者が抱える様々な労働問題や生活上のトラブルについて、弁護士が相談に応じます。 |
| 庁内ゲートキーパー養成研修 | 行政における各種制度について知識のある市職員が、生きづらさや悩みを抱える市民からのSOSのサインを日常業務の中でキャッチし、適切な相談窓口に速やかにつなぐことができるよう、市職員に対しゲートキーパー養成研修を実施します。 |
| 市職員の健康管理事務 | 市職員の心理的な不調を未然に防止し、心の健康づくりを図るため、メンタル健康相談を実施します。 |
| 市職員に対する個別面談 | 新採用職員の心理的な不調を未然に防止し、心の健康づくりを図るため、新採用職員を対象とした個別面談を実施します。 |
| 市職員に対するグループ面談 | 心身の健康管理や働きやすい職場環境の整備のため、新採用職員を対象とした、臨床心理士によるグループ面談を実施します。 |
| 市職員健康診断 | 市職員の心身の健康管理のため、労働安全衛生法に基づき、職員健康診断を実施します。 |
| 教職員1日健康診断 | 自身の健康状態を把握し、健康の保持増進を図るため、労働安全衛生法に基づき、教職員1日健康診断を実施します。 |

(2) 高齢者に対する具体的な取組

自殺死亡率は、年齢が高くなるほど高まる傾向にあり、身体疾患や介護疲れ、死別・離別に伴う精神的影響が自殺の要因となっていると考えられます。

今後も高齢者人口が増加していく中で、高齢者への支援の強化を図りながら、高齢者が孤立せず、生きがいを持って住み慣れた地域で生活できるような地域づくりを進めます。

【主な取組】

ア 高齢者の生活や介護に関する相談窓口の積極的周知

イ 社会参加と生きがいづくりの推進

ウ 高齢者に関わる支援者のネットワークの強化

| 事業及び取組 | 内 容 | 主な取組 該当項目 |
|-------------------------------------|--|--------------|
| 相談窓口案内の 作成・配布 | 市民や支援者が容易に各種相談窓口の情報を得られるよう、庁内及び関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを公共施設や関係機関などへ配布します。 | ア |
| 地域包括支援セ ンターの運営 | 地域において、市民の生活上の困難などに関する身近な相談窓口として、市内 10 か所に設置している「地域包括支援センター」を運営します。 | ア・ウ |
| 介護予防教室 | 高齢者が持つ能力の維持向上と、心身の健康保持を図るため、ケガの予防、口腔ケア、頭の体操など、多方面からの介護予防教室を開催します。 | イ |
| 長寿健診等の実施 | 生活習慣病をはじめとする疾病の予防・早期発見につなげるため、後期高齢者医療保険加入者に対し、特定健康診査に準じた長寿健康診査の実施及び人間ドック費用の一部助成を行います。また、健診未受診者に対し、受診勧奨を行います。 | イ |
| 老人憩の家の運営 | 高齢者の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、各地域の市民の相互交流を促進するため、老人憩の家を各地域で運営します。 | イ |
| シルバーチケッ ト（保養施設等 利用助成券）の 交付 | 高齢者の健康の保持増進を図るとともに、生きがいづくりや仲間づくりにつなげるため、保養施設などの利用助成をします。 | イ |
| 老人福祉センター 維持管理事業 | 高齢者の生きがいづくりのみならず、健康づくりやネットワークづくりにつなげるため、老人福祉センター寿荘を運営します。 | イ・ウ |
| 認知症サポータ ー養成講座 | 認知症の市民とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症を正しく理解し、地域で見守る認知症サポーターを養成する講座を開催します。 | ウ |

| | | |
|----------------|--|-----|
| ボランティア活動への参加促進 | 生きがいにつながるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターを設置するほか、ボランティア相談及びボランティア講座を実施します。 | イ・ウ |
| 庁内ゲートキーパー養成研修 | 行政における各種制度について知識のある市職員が、生きづらさや悩みを抱える市民からのSOSのサインを日常業務の中でキャッチし、適切な相談窓口に速やかにつなぐことができるよう、市職員に対しゲートキーパー養成研修を実施します。 | ウ |

関連事業及び取組

| 事業及び取組 | 内 容 | |
|----------|--|--|
| 高齢者・介護相談 | 高齢者が抱える悩みや介護者の精神的、肉体的負担軽減のため、高齢者に関する様々な福祉サービスや介護に関する相談に適切に応じ、必要な情報提供を行います。 | |

(3) 生活困窮者に対する具体的な取組

生活困窮の背景には、介護問題、健康問題、虐待や性暴力被害、多重債務、人間関係の問題など、多種多様な要因が複合的に絡み合っていることが多いことから、それぞれの要因の解決を支援する庁内関係部署や関係機関の連携が不可欠です。

また、社会的に孤立しやすい生活困窮者が早期に支援を受けられるよう、各種相談窓口の積極的な周知を図ります。

【主な取組】

- ア 生活困窮者自立支援制度の周知
- イ 生活困窮者からのSOSをキャッチするための市職員等の資質向上
- ウ 相談窓口の情報を手元に届けるための周知方法の工夫

| 事業及び取組 | 内 容 | 主な取組 該当項目 |
|-----------------------------------|--|--------------|
| 相談窓口案内の 作成・配布 | 市民や支援者が容易に各種相談窓口の情報を得られるよう、庁内及び関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを公共施設や関係機関などへ配布します。 | ア・ウ |
| 生活保護業務に おける各種連携 事務 | 生活保護世帯が、生活状況などの改善を図り、安心・安全に生活できるよう、経済的な問題以外の様々な課題に対し、庁内関係部署や関係機関と連携して包括的な支援を行います。 | ウ |
| 【新】 生活保護受給者 への相談窓口の 情報提供 | 生活保護受給者への健康診査受診券発行時に、庁内及び関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを配布し、健診結果の見方や心身の健康及び生活上の不安など、悩みに応じた相談窓口の利用について情報提供を行います。 | ウ |
| 庁内ゲートキー パー養成研修 | 行政における各種制度について知識のある市職員が、生きづらさや悩みを抱える市民からのSOSのサインを日常業務の中でキャッチし、適切な相談窓口に速やかにつなぐことができるよう、市職員に対しゲートキーパー養成研修を実施します。 | イ |

関連事業及び取組

| 事業及び取組 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| 生活困窮者自立支援事業（学習支援事業） | 仲間と出会い、共に活動することができる居場所をつくることで、協調性や社会性を身に付け、心身の安定を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行います。 |
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者が、生活の基盤を築き、自立することができるよう、生活困窮の背景にある様々な課題に応じた支援の提供を行います。 |
| 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金支給事業） | 離職などにより住居を失った、又は失うおそれのある生活困窮者が、就労に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。 |
| 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） | 直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、支援員が寄り添いながら、一定期間、プログラムに沿った就労支援や就労機会の提供を行います。 |
| 生活保護の相談・実施事務 | 生活保護受給者の生活の自立を助けるため、生活保護申請の相談に適切に応じて、生活支援・就労支援を実施します。 |
| 生活保護費の支給事務 | 生活保護受給者が、生活の基盤を整え、生活に関する不安要素を軽減できるよう、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助の適切な支給を行います。 |
| ひとり親家庭等相談 | ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援するため、経済的困窮をはじめとした様々な問題に対し、母子・父子自立支援員が相談に応じます。 |
| 小・中学校就学援助制度 | 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の教育の機会均等を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費などの経費の一部を支給します。 |
| 小・中学校特別支援教育奨励制度 | 特別支援学級などに就学する児童・生徒の教育の機会均等を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費などの一部を支給します。 |

厚木市自殺対策計画（実施計画）

2019年3月

発行 厚木市

編集 市民健康部健康づくり課

〒243-8511

神奈川県厚木市中町1丁目4番1号

厚木市保健福祉センター

TEL (046) 225-2201

FAX (046) 223-7066

ホームページ URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>